

川越市外郭団体への関与に係る指針

令和6年3月

川越市

目 次

1	趣旨	1
2	対象団体	2
3	外郭団体に対する関与の基本的な考え方	3
4	外郭団体に求められる姿	4
	(1) 組織・運営体制	4
	(2) 職員体制	5
	(3) 給与等	5
	(4) 事業運営	6
	(5) 情報公開	7
5	市における検証・関与	8
	(1) 検証の視点	8
	(2) 市の関与	9
	(3) 点検・評価	10

1 趣旨

外郭団体については、多様化、複雑化する市民ニーズに柔軟に対応するため、その目的に応じて財団法人や社団法人、株式会社等として設立され、本市の施策目的達成のため市を補完する団体として、市の行政施策と連携しながら公共的なサービスを担ってきました。

また、外郭団体は、それぞれの専門分野を担う独立の団体として、設立目的に沿いながら地域の特性や市民ニーズを踏まえて、質の高い市民サービスの提供に貢献しています。その一方で、外郭団体の経営が著しく悪化した場合には、本市の市政運営に大きな影響を及ぼすおそれもあることから、外郭団体においては業務の効率化や経営の健全化等による経営強化に継続的に取り組む必要があります。

本市では、外郭団体自らが積極的な改革に取り組むよう支援するとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の趣旨を踏まえ、平成22年度から外郭団体の経営状況等を市ホームページで公開し、平成24年度から令和2年度にかけて個別の外郭団体を見直し（3団体）、経営体制の強化や事業内容を充実するなど、効率的、効果的な経営体制とするための取組を行ってきました。

令和3年度には「川越市行財政改革推進計画」を策定し、外郭団体に対する市の関与を明確にし、また、経営状況について点検・評価し、自主的かつ自立的な経営を推進することとしています。

こうしたことから、現在までに市が個別の外郭団体と実施してきた取組を踏まえ、外郭団体の組織、運営等のあり方や本市の外郭団体に対する検証、関与を明確にし、外郭団体の自主的、自立的な経営を確保しながら、市の外郭団体への出資等の財政的関与の適正化を図ることを目的に本指針を策定するものです。

2 対象団体

この指針において、「外郭団体」とは、次のいずれかに該当する団体をいいます。

- ① 本市が団体の基本財産等の25%以上を出資し、又は出捐している団体
- ② 本市の人的又は財政的な支援の状況等を考慮して指定した団体

これに該当する団体として、本指針の対象となるのは次の8団体です。

区分	団体名	該当	出資等割合
公益財団法人 (2団体)	川越市施設管理公社	① ②	100.0%
	川越市勤労者福祉サービスセンター	①	100.0%
公益社団法人 (2団体)	川越市シルバー人材センター	②	0.0%
	小江戸川越観光協会	②	0.0%
社会福祉法人 (1団体)	川越市社会福祉協議会	②	0.0%
株式会社 (2団体)	川越都市開発	① ②	48.0%
	川越総合卸売市場	① ②	68.8%
土地開発公社 (1団体)	川越市土地開発公社	①	100.0%

参考：地方自治法に基づく外郭団体への関与

出資等割合 50%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の執行に関する長の調査権（第221条第3項） ・ 長の議会に対する経営状況の提出義務（第243条の3第2項）
出資等割合 25%以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員の監査（第199条第7項） ・ 包括外部監査契約に基づく外部監査人の監査（第252条の37第4項）

3 外郭団体に対する関与の基本的な考え方

(1) 外郭団体

外郭団体は市と密接な関係がありますが、市から独立した団体であることから、団体内部のガバナンスやコンプライアンスを確保しつつ、団体自らが、法令等に基づく監査役や監事等により、法人運営や事業活動に対する点検・評価をすることが基本です。

(2) 外郭団体に対する点検・評価

市は、外郭団体の自主性に配慮しつつ、公共性、公益性を考慮し、外郭団体の実施する事業が市の施策に貢献し、市民サービスの向上が図られるよう、外郭団体の事業内容を把握する必要があります。

また、外郭団体の経営状況は、市の財政や公的サービスの提供に影響を及ぼす可能性があることから、団体の自主性を尊重しながらも、特に出資等している団体については、経営状況の健全性について注視する必要があります。また、全ての団体について、定期的に外郭団体の存在意義や設立目的を確認する必要があります。

(3) 人的関与

本市職員の外郭団体への派遣や役員就任については、各団体の自主性、自立性を高めるため、その必要性について十分に検討し、真に必要な場合に限定する必要があります。

(4) 財政的関与

市は、外郭団体を設立した際の出資金等や、外郭団体に対する補助金等の財政的な関与を行っていることから、適切な事業執行を行っているか確認することは不可欠です。また、外郭団体は独立した事業主体であるため、その自主性を損なわないよう、団体の維持等の名目で安易な財政的支援を行わないよう注意する必要があります。

4 外郭団体に求められる姿

本市において、外郭団体は市の施策目的を実現するため、市と密接に連携し市の補完的な役割を担っていますが、外郭団体を取り巻く状況も変化していくことから、これまで培ってきた経験や専門性、民間のノウハウを活用し、より質の高いサービスを効率的に提供できるよう、次のような体制等であることが求められます。

(1) 組織・運営体制

① 役員を選任

役員（評議員を含む。以下同じ。）の選任については、団体の設立目的、事業内容から見て、必要な能力、知見を有する人材を広く登用し、人数や構成は、団体の事業規模や事業内容に合ったものとするのが求められます。

② 経営責任の明確化

外郭団体は市から独立した団体であり、経営責任は経営者が負うべきものであることを踏まえ、団体の経営者の職務権限や責任の範囲を明確にすることが求められます。

③ 法令遵守等

外郭団体は、業務等に関する法令等を遵守するとともに、その公共的、公益的使命に基づく執行体制を構築し、また、業務に関し取得した個人情報の適切な管理体制の構築が求められます。

④ 市民サービスの向上

地域の実情や市民ニーズを的確に把握し、市民サービスの向上を意識した事業を行うことが求められます。

(2) 職員体制

① 職員の採用

団体が行う業務の内容、性質等に応じ、多様な雇用形態を取り入れるなど柔軟な職員採用が求められます。

② 市職員退職者の採用

市職員退職者の採用については、地方公務員法の退職管理の規定及び市条例の趣旨に鑑み、必要性を十分に精査することが求められます。

③ 効率的な執行体制の確立

効率的で柔軟な業務執行を図るため、限られた人材の有効活用と勤務形態の見直し等に努め、また、人材育成計画を策定して、職員の資質を向上することが求められます。

(3) 給与等

① 勤労意欲を高める人事・給与制度

職員の能力や勤務実績を評価し、その成果を昇任や昇給に反映し、職員の勤労意欲を高めるような人事・給与制度の構築が求められます。

② 給与体系

団体の業績、経営状況等の実態を踏まえ、組織の規模や職務の困難性等を考慮し、団体の収入を基礎とした適正な給与体系が求められます。

③ 退職給付引当金

計画的に積み立てるよう、退職給付を含めた経営の適正化が求められます。

(4) 事業運営

① 事業の効率化

実施している事業について、外部委託等を行うことにより、事業の効率化を図りコストの縮減が求められます。

② 事業評価の実施

事務事業評価、利用者アンケート等を活用した自己評価など、事業を適切に評価し、必要に応じ見直しを行っていくことが求められます。

③ 自主財源の確保

自主的、自立的な経営及び安定的な事業が運営できるよう、会員数や寄附金等の増加を図ること等により、自主財源の確保に取り組むことが求められます。

また、団体の設立目的に沿った自主事業を積極的に実施し、その実施に当たっては採算性を考慮することで収入の確保が求められます。

④ 団体の資金運用

団体の基本財産については、国債、地方債等、安全かつ確実な運用が求められます。

⑤ 中長期的な経営計画の策定

中長期的な経営計画を策定し、これを公表することが求められます。

策定に当たっては、以下の項目を検討し明記する必要があります。

ア 経営方針

活動の基本となる経営方針を明らかにし、経営方針に沿った具体的な取組を検討します。

イ 経営の課題

市民ニーズや本市の特性に鑑み、団体の設立目的を実現する上で問題となる経営上の課題について明記します。

ウ 数値目標

具体的な取組については、可能な限り数値目標を設定し、適切な目標管理と計画の実行性を担保します。

エ スケジュール

具体的な取組について、スケジュールを明示し、適切な進行管理を行います。

(5) 情報公開

外郭団体は、市の出資等により設立され、又は市の支援を受けて運営される団体で、行政の補完等をしている公共性、公益性の高い団体であるため、市民に対する説明責任を果たす必要があります。市の情報公開制度に準じて、団体の事業、経営状況等について積極的な情報公開を行い、透明性を確保することが求められます。

5 市における検証・関与

外郭団体は独立した団体であり、自主的、自立的に、経営の効率化及び効果的な事業運営に取り組むべきであることから、市の関与は最小限に留める必要があります。

しかしながら、外郭団体の経営状況は、本市の市政運営や市民サービスに影響を及ぼす可能性があるため、市は、経営状況の検証や、外郭団体が行政運営の補完等をするという本来の役割に沿った運営を行っているかなどを検証し、必要がある場合には、改善に向けた助言、指導をすることとします。

(1) 検証の視点

① 存在意義が失われていないか（必要性の視点）

外郭団体は、行政運営の補完等をする役割を担っています。社会情勢の変化により、設立当初の目的や団体の存在意義が薄れていないか、行政運営の補完等をする手段として外郭団体以外の効果的な方法はないか等を検証します。

② 効率的・効果的な事業運営が行われているか（効率性の視点）

外郭団体が、目標を明確にした経営計画を策定し、効率的・効果的な事業運営を行っているか検証します。また、日頃から収入確保と経費の削減に努めているかを検証します。

③ 自立的な組織運営（自主自立の視点）

外郭団体が、市に依存しない組織体制を構築しているか、市に依存しない財源の確保に努めているか等を検証します。

④ 団体の経営状況等の開示（透明性の視点）

外郭団体が、ホームページ等を通じて、事業内容や組織・人員体制、

財務諸表等の経営状況等を積極的に市民に公開し、透明性を確保しているか等を検証します。

(2) 市の関与

① 人的関与

ア 役員への職員の就任

市職員（特別職及び退職者を含む。）の外郭団体の役員への就任については、設立目的に沿った適切な業務運営を推進するために必要な人材に限るものとし、その人数は必要最小限のものとしします。

イ 職員派遣

外郭団体への職員の派遣は、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）」の趣旨を考慮した上で、必要最小限の関与とし派遣を行うこととしします。

② 財政的関与

ア 補助金

外郭団体は市から独立した団体であり、その経営は市に依存しない財源によって行われるべきであることから、市は、団体の経営改善等を通じて自主財源の確保や経費の縮減を促すとともに、補助対象経費の範囲を精査し、組織の運営に係る経費に関しては補助金を削減するなど適正化を図っていくこととしします。

イ 出資金

外郭団体への出資については、外郭団体の設置目的や実施事業、民間企業における類似事業の実施状況等も勘案しながら、公民の役割分担の考え方を踏まえ検討を行います。その際、市の出資は、必要最小限に留めるものとしします。

なお、市が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内（有限責任）であり、これを超えた責任は存在しないことを、当事者間のもとより対外的にも明確にしておく必要があります。

ウ 貸付金

貸付を行おうとするときは必要性を十分精査し、貸付が必要と認められた場合には、原則として市場金利等を参考に利息を徴収することとします。

エ 財産使用料

外郭団体が、市の委託事業及び補助事業を実施するために公有財産を使用する場合については、必要に応じて川越市行政財産の使用料に関する条例（平成4年条例第26号）、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第24号）及び川越市財産規則（昭和39年規則第9号）等の規定に基づき、公有財産の使用料等を徴収し、又は減額し、若しくは免除するものとします。この場合において、使用料等の減額又は免除に当たっては、目的、期間、減免額等を明確にするなど適正な運用を図ります。

（3） 点検・評価

① 検証の視点からの点検・評価

①必要性、②効率性、③自主自立、④透明性の視点から、外郭団体の存在意義や設立目的を確認するとともに、市の財政的関与の妥当性について点検・評価を行います。

また、外郭団体の現在の経営状況や資産債務の状況について適切な把握を行うことは特に重要であることから、当該団体の経営状況の妥当性及び改善の必要性について点検・評価を行います。

② 評価結果を踏まえた外郭団体への対応

評価結果等から、設立当初の目的や団体の存在意義が薄れている、経営状況が著しく悪化し今後も改善する見込みがない等の場合には、他の団体との統合や事業の縮小、解散等を含めたあり方の見直しについて検討を行います。

また、累積赤字の大幅な増加や改善の見込みのない債務の累積等に

より経営状況の悪化が深刻である場合はもとより、予算における収支見込みを決算で大きく下回る等により、経営が悪化しつつある場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、抜本的な経営改善策の検討を行います。

検討に当たっては、外郭団体の行っている事業が公共的、公益的使命を果たしているかといった政策上の判断を加味し、客観性、専門性、公平性、透明性の確保に留意した上で、事業存続の必要性や事業手法の見直し等の検討を行います。また、外郭団体が市から独立した事業主体であることを踏まえ、外郭団体と連携を図りながら行っていく必要があります。

③ 評価結果の公表

「外郭団体の経営状況等」シートを毎年度作成し、市ホームページで公開します。

ただし、川越市情報公開条例（平成8年条例第15号）第6条に規定する非公開情報については、非公開とします。